

第 7 章

參考資料

第7章 参考資料

(1) 認定区分と給付内容

「子ども・子育て支援法」に定められた施設型給付と地域型保育給付については、以下のとおり。

■認定区分と給付内容■

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

(2) 計画の策定経緯

■計画の策定経緯■

開催日等		内容
2019年	1月16日	第1回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の概要 <input type="checkbox"/> アンケート調査の実施について 等
	1月21日	第2回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画の進捗状況報告 <input type="checkbox"/> 新計画の策定について 等
	2月～3月	(アンケートの実施)
	5月31日	第2回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> アンケート調査結果報告 等
	6月18日	第1回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 本庄市子ども・子育て支援事業計画の一部見直し <input type="checkbox"/> アンケート調査結果報告 等
	10月29日	第3回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	10月31日	第2回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	11月27日	第4回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	12月3日	第3回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
2020年	1月～2月	(パブリックコメントの実施)
	2月20日	第5回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施報告 等
	2月28日	第4回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施報告 <input type="checkbox"/> 計画案の確定 等

(3) 本庄市子ども・子育て会議条例

○本庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

附 則(平成30年12月27日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	選出区分 (本庄市子ども・子育て会議条例第3条第1項)		備 考
委員長	岡 崎 吉 宏	第4号委員	本庄市教育委員会	
副委員長	岡 村 和 美	第4号委員	本庄市小中学校校長会	
委員	谷 田 裕 之	第1号委員	本庄市 PTA 連合会	
委員	塚 田 紘 子	第1号委員	保育園保護者会	～R1.12.31
	中 里 泰 江			R2.1.1～
委員	飯 島 奈 美	第1号委員	幼稚園保護者会	
委員	都 丸 幸 子	第2号委員	子育て応援団本庄びすけっと	～R1.12.31
	井 上 悦 子			R2.1.1～
委員	中 原 貞 子	第2号委員	NPO 法人本庄子育てネット	～R1.12.31
	渡 邊 規 子			R2.1.1～
委員	根 岸 広 幸	第3号委員	本庄市私立保育園園長会	
委員	間 庭 進 一	第3号委員	本庄市私立幼稚園協会	～R1.5.31
	稲 山 家 訓			R1.6.1～
委員	榊 田 千 春	第3号委員	本庄市学童保育の会	～R1.12.31
	楠 正 憲			R2.1.1～
委員	富 沢 峰 雄	第4号委員	本庄市児玉郡医師会	～R1.12.31
	高 橋 公 男			R2.1.1～
委員	吉 田 篤 史	第5号委員	本庄児玉地域協議会	～R1.11.30
	田 胡 裕 規			R1.12.1～
委員	長谷川 志野夫	第6号委員	公募	
委員	塚 田 紘 子	第6号委員	公募	R2.1.1～
委員	羽 生 公 洋	第7号委員	埼玉県熊谷児童相談所	
委員	田 邊 晶 子	第8号委員	本庄市民生委員児童委員協議会	
委員	境 野 としみ	第8号委員	本庄市更生保護女性会	

(5) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

○本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

平成30年12月11日

訓令第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる所属部署から選出される委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部子育て支援課長を、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

企画財政部秘書課	市民生活部危機管理課	市民生活部支所市民福祉課
福祉部地域福祉課	福祉部生活自立支援課	福祉部障害福祉課
保健部健康推進課	保健部保育課	経済環境部商工観光課
都市整備部都市計画課	教育委員会学校教育課	教育委員会生涯学習課

(6) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	保健部子育て支援課	課長	我妻 元晴	委員長
2	企画財政部秘書課	課長補佐	神岡 健児	
3	市民生活部危機管理課	課長補佐	長谷川 勝次	副委員長
4	市民生活部支所市民福祉課	課長補佐	大山 智代	
5	福祉部地域福祉課	主査	船樹 亜弥子	
6	福祉部生活自立支援課	主査	鳥羽 美奈子	～H31.3.31
-	同上	課長補佐	茂木 正男	H31.4.1～
7	福祉部障害福祉課	主査	山口 知美	
8	保健部健康推進課	主査	新井 悦子	
9	保健部保育課	課長補佐	栗田 秀希	
10	経済環境部商工観光課	主任	渡辺 貴志	
11	都市整備部都市計画課	主査	新井 恭子	
12	教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	荒牧 美穂	
13	教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	園木 健造	～H31.3.31
-	同上	主査	薄根 健	H31.4.1～

(7) 用語一覧 (50 音順)

○育児休業

子を養育する労働者が育児・介護休業法に基づいて取得できる休業のことです。

原則として対象の児童が1歳まで取得できますが、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで(再延長で2歳まで)延長することを可能としています。

○核家族

夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のことです。

○家庭的保育事業

少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を家庭的な雰囲気のもとに行う事業です。

○居宅訪問型保育事業

障害等で個別のケアが必要な場合や、施設のなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、マンツーマンでの保育を保護者の自宅で行う事業です。

○合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性はその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

○子育て支援センター

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

○子育て世代包括支援

面談、訪問等をはじめ、母子保健、児童福祉等各分野の担当が連携することで実施する妊娠・出産、育児の切れ目のない支援です。

○子育て世代包括支援センター

保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で家族で一緒に子育てを楽しめるよう設置された身近な相談場所となるものです。本市では、本庄版ネウボラの充実に向けて、健康推進課(保健センター)と子育て支援課で実施しています。

○子ども家庭総合支援拠点

児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行うための拠点のことです。児童福祉法の改正で市町村に設置が求められました。

○さわやか相談員

小・中学生が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができる相談員です。市内すべての中学校に配置され、小学校にも派遣される第三者的な存在です。

○事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものみだけでなく地域の子どもも一緒に保育する事業です。

○児童虐待

児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすることです。

○児童センター

子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っている場所です。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。本市では、日の出児童センター、前原児童センター、児玉児童センターの3センターがあります。

○児童相談所

子どもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関です。都道府県等の機関であり、本市は熊谷児童相談所の管内となります。

○児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設です。

○小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気をもたせた保育を行う事業です。

○ショートステイ

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合、市と契約した乳児院及び児童養護施設で短期間お預かりするサービスです。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育園等）です。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業（保育園等）です。

○トワイライトステイ

保護者の仕事等の理由で、平日夜間または休日に児童の養育上困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。

○認可保育所、認可外保育所

都道府県等が保育事業について基準を満たしていると認めた保育所を認可保育所、それ以外の保育施設を認可外保育所と表現しています。

○認定こども園

教育・保育施設のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能の両方を備え、かつ、認定基準を満たす施設です。

○ネウボラ

フィンランド発祥で、妊娠期から切れ目のない支援により子育てをサポートしていくシステムです。

本市では、出会いの機会の創出から、妊娠・出産・子育て期を切れ目のない支援でサポートし、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう、身近な相談場所として活動しています。

○発達教育支援センター すきっぷ

発達が気になる子どもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるように、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、切れ目のない支援を目指す施設です。

○発達障害

自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害の1つです。

他人とのコミュニケーションが苦手な場合もありますが、優れた能力を発揮する場合もあります。症状は人によって様々で、年齢や環境により症状は大きく変動します。

○ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する事業です。本市では、本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。

○放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動などができるようにする取り組みです。

○放課後児童健全育成事業

(学童、放課後児童クラブ等)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関です。

○療育

障害を持つ子どもに、機能の回復や長所を伸ばし社会的に自立することを目的として行われる治療と教育を併せ持つ行為です。

○量の見込み

サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出します。

○ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方です。

○M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフで表した場合に、その形がM字に似た形を描くことです。多くの女性が出産・育児を経験する30代で労働力率が低下するために生じています。

第2期
本庄市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 本庄市 保健部 子育て支援課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
TEL : 0495-25-1143 / FAX : 0495-25-1145



本庄市